

吉賀町告示第93号

令和3年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月20日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和3年6月11日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

三浦 浩明君

桜下 善博君

松蔭 茂君

中田 元君

大多和安一君

河村 隆行君

大庭 澄人君

河村由美子君

庭田 英明君

藤升 正夫君

安永 友行君

○6月16日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和3年6月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年6月11日 午前9時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第2号 コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書(案)
- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第38号 鹿足郡事務組合理約の一部変更について
- 日程第8 議案第39号 町道路線変更認定について
- 日程第9 議案第40号 財産の無償譲渡について(旧吉賀町地域間交流拠点施設)
- 日程第10 議案第41号 財産の無償譲渡について(旧河津地区集会所)
- 日程第11 議案第42号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第43号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第44号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第45号 吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第46号 吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第47号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第48号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第49号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第50号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第51号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第2号 コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書(案)
- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第38号 鹿足郡事務組合規約の一部変更について
- 日程第8 議案第39号 町道路線変更認定について
- 日程第9 議案第40号 財産の無償譲渡について(旧吉賀町地域間交流拠点施設)
- 日程第10 議案第41号 財産の無償譲渡について(旧河津地区集会所)
- 日程第11 議案第42号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第43号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第44号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第45号 吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第46号 吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第47号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第48号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第49号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第50号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第51号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(12名)

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前9時03分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和3年第2回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、先ほどお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、大多和議員、7番、河村隆行議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長からの報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 令和3年第2回吉賀町議会定例会は、本日11日より18日までの8日間と決定しました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ここでお諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月18日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月18日までの8日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員の例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、請願第1号、国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願は、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり、総務常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日、本年第2回目の定例会を招集しましたところ、大変御多忙中にもかかわらず全議員の皆さんに御出席頂きまして、誠にありがとうございました。

動静報告の前に、私のほうから2点について申し上げておきたいと思います。

まず、1点目は、私自身の進退についてでございます。

この件につきましては、既に一部新聞紙上で報道されたところでありますが、定例会の開会に当たり、議会をはじめ町民の皆様に対し正式に発表させていただきたいと思います。

私は、この職に平成29年10月30日に就任いたしました。早いもので3年8か月が経過いたしました。残りの任期もあと4か月となったところでございます。一般的に時間が過ぎ行く様子を光陰矢のごとしといいますが、私にとりましては、光陰は矢よりも速やかなりといった心境でございます。まさに、矢よりも早くあっという間に時間が経過をいたしました。

私は、就任前の後援会活動や就任後の所信表明などにおいて、一貫して一体感の醸成を果たして「まちを一つに」したい思いを申し上げてまいりました。私の目指すまちづくりのスローガンである一体感の醸成を果たしてまちを一つにするために「三つのよし」の推進をお示しをしたところでございます。「三つのよし」とは、「育ててよし、元気よし、住んでよし」であります。時間の関係で、これまでの取り組みにつきましては割愛をさせていただきますが、この間展開してきた施策によりまして一体感の醸成が実感できているかといえば、数的な判断材料がございませんので何とも言えないわけでございますが、私自身の見解とすれば、就任前と比較してそのことを実感する場面は残念ながらまだまだといった感じでございます。

確かに就任後において予期せぬ多くのこともございました。社会福祉協議会の財政逼迫、七日

市地区の大規模建物火災、六日市学園の閉校と六日市病院のこと、国内をはじめ世界を震撼させることとなりました新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大などであります。このことによりまして、町民の皆様には多大な御心配と御迷惑をおかけすることとなりました。

また、地域自治区の延長や住居表示の対応、最近では当初予算の否決という前例のない経験もさせていただき、就任以来まさに激動の日々の連続でございました。

こうした中であっても、皆様にお約束した施策の中で実現できたもの、着手できたものもございました。大きな枠組みの観点で申し上げるとすれば、全国的な課題である人口減少対策については、総合戦略を策定し、全職員挙げて取り組んでまいりました。その結果、昨年実施した国勢調査の速報数値では、前回調査より減少率がさらに低くなり、4.6%の落ち込みに抑制することができました。この数値は、県内19自治体の中では6番目に減少率が低く、とりわけ本土側の町村の中では一番低い数値となったところでございます。

しかしながら、その一方では、やむなく事業の推進を断念したものやいまだ着手できていないものも多くあるわけでございまして、課題が山積している状況でございます。

この間、紆余曲折がありながらもここまで町政を前に進めてくることができましたのも、ひとえに町議会をはじめ町民の皆様、各界の皆様の御支援のたまものであり、深く感謝とお礼を申し上げます。

今日まで町民の皆様の負託を頂いた町のリーダーとして、私なりに責任を持って全力で職務に当たってまいりましたが、所信で表明した事柄は志半ばであり、いまだ成就されておりません。このような状況下において、この職から離れることは自分自身の責任としてできないことであると強く認識をしているところでございます。

今後におきましては、財政基盤強化を図るとともに、当町のまちづくり計画に基づいて、町のために、そして町民の皆様のために、その先頭に立って誰よりも汗をかかなければならないと考えております。そのためには、初心を忘れることなく、一体感の醸成を果たすまちづくりに向け全身全霊で取り組んでいくしかありません。

改めて、町民の皆様の御理解と御支援が頂けるのであれば、任期満了後も残された多くの重たい課題を自らの手で解決するために、引き続き吉賀町のかじ取り役として努めてまいりたいと思います。その決意を固めたことを改めて申し上げます。

次に、2点目は、本定例会に上程いたします議案についてでございます。

今回上程する議案は、全部で15件でございます。内訳といたしましては、報告案件が1件、組合規約の一部変更が1件、町道の路線変更の認定が1件、財産の無償譲渡が2件、条例の一部改正が6件、そして一般会計と特別会計の補正予算4件でございます。

後ほど上程をする全議案につきまして、慎重審議の上、適切な議決を賜りますよう、冒頭申し

上げておきたいと思います。

それでは、お手元の資料によりまして、町長動静報告をさせていただきたいと思います。

今回御報告を申し上げるのは、3月定例会以降昨日までのところでございます。時間の関係もございまして、主だったところに限定しての報告になることをお許しを頂きたいと思います。

まず、3月の定例会でございますが、5日に招集をして会期は19日まででございました。

3月11日木曜日でございます。特旨叙位伝達となっております。元議長でありました安永豊様の受賞に伴う伝達に出向いております。

13日土曜日、木部谷保育所との卒園式等に出かけております。

下がっていただきまして、17日水曜日でございます。株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本来庁でございますが、これは六日市に店舗のございますウエルネス六日市店でございまして、今回のこのコロナ禍によりまして、アルコールのジェルの除菌液を1,000本御寄贈いただいたところでございます。

2ページに行きまして、3月29日月曜日、臨時会を招集させていただきました。その議会後に、議決を頂きました案件につきまして、株式会社エポックかきのきむらの社長と面会をいたしております。

3月30日火曜日でございます。吉賀町交通安全対策協議会を開催いたしました。

3月31日水曜日でございます。吉賀町観光協会会長面会でございます。これは、地域商社事業が中止という判断を下しましたので、その御報告とこれまでの取り組みに対してのお礼を含め、おわびに出向いたところでございます。その日の午前中は、朝倉保育所の閉所式、そして午後は木部谷保育所の閉所式ということでございます。年度末でございますので、年度終わり式と退任式を行っております。

年度替わりまして、4月1日でございます。吉賀町商工会の会長と面会をしております。これも地域商社中止に伴う報告とおわびの御挨拶でございました。年度初め式と新任式を行っております。

下がっていただきまして一番下でございます。5日月曜日でございます。株式会社エポックかきのきむらの取締役会に出席をいたしました。

3ページに入りまして上でございます。高津川森林組合組合長面会、それから島根県西部県民センター所長ほか来庁。これも地域商社中止に伴う報告とおわびでございます。

中ほど、4月7日と8日、島根県過疎地域対策協議会挨拶回りでございます。これは、今回、私がこの県の過疎協の会長に就任をさせていただいたということでございまして、県選出の国会議員の先生方、それから所管をいたします総務省、それから島根県の東京事務所等を訪問させていただきました。なお、この際には、県の町村会の会長であります下森津和野町長、それから事

務局の局長と次長も同伴をさせていただきました。

4月9日金曜日でございます。JA西いわみ地区本部長、益田市長、副市長、広域事務組合事務局長、島根県西部県民センター所長、以下書いてございますが、これも全て地域商社事業中止に伴う報告とおわび等の御挨拶でございます。

10日の土曜日、コウヤマキ苗木の出発式を有飯のコウヤマキギャラリーで開催をしていただきました。議会の議員の皆様にも多数御出席を頂いたところでございます。大変ありがとうございました。

一番下の12日月曜日でございます。年度初めでもございますので、ここにありますように、しまね国際センターそれから県の国保連、県の土連、県の町村会等へ年度初めの御挨拶に行くとともに、島根県庁の隠岐・石見地域振興室それから島根県の物産協会につきましては、地域商社事業の中止に伴う御報告とおわびの御挨拶でございます。

4ページになりまして、一番上の4月13日でございます。吉賀町空家等対策協議会を開催いたしました。

14日には、広島廿日市方面、広島事務所、山陰中央新報社の広島支社はじめ、モンベル、アンテナショップ等へ年度初めの御挨拶に訪問いたしました。

17日の土曜日でございます。大井谷棚田の発電所の点灯式が開催されましたので、出席をさせていただきました。

4月18日日曜日でございます。株式会社丹後王国ブルワリーそれから皇學館大学の千田教授のウェブ会談とあります。これも、当初は京都のほうで落ち合うという日程調整もさせていただきましたが、コロナの関係で緊急事態宣言も出たということでございますので、ウェブ会談に切り替えて、地域商社事業の報告とこれまでのお礼、さらにおわび等を申し上げたところでございます。

20日火曜日は、自治会長会議を開催いたしました。

22日は、萩石見空港利用拡大促進協議会の総会へ出席いたしました。

4月28日、一番下でございます。島根県過疎地域対策協議会の監査を受けております。

それから、次のページにわたってでございますが、4月10日行いましたコウヤマキの苗木の出発式のお礼ということで、島根県知事、県の農林水産部の次長、全国植樹祭推進室長と面会をしてお礼を申し上げさせていただきました。なお、この際には有飯の「たんぼぼの会」の代表の方も同行していただいたところでございます。

5月に入りまして、6日の木曜日でございます。臨時議会を招集いたしました。それから、総務省過疎対策室長電話会談とございます。これは、実は菅首相の発言で、65歳以上のワクチン接種を7月末までに完了するようという御発言がございました。これを受けまして、日

程調整等の関係で総務省の過疎対策室長のほうと電話会談をさせていただいたところでございます。

5月7日金曜日は、益田地区各種期成同盟会の総会に出席いたしました。

10日は、津和野町役場を訪問いたしまして、新たに開庁いたしました庁舎のお祝いに出向いたところでございます。

10日と11日、新型コロナワクチン予防接種医療機関挨拶とございます。これは、町内の医療機関のほうで任意接種あるいは集団接種で大変お世話になりますので、御挨拶にお伺いをしたところでございます。

下がっていただきまして、13日の木曜日でございます。小型発電機寄贈式でございます。これは、今回、日本道路建設業協会中国支部のほうから小型発電機一式を御寄贈頂きました。その式典でございますが、頂いた発電機につきましては、道の駅かきのきむらのほうへ配備をさせていただきました。

叙勲お祝い品伝達でございますが、これは高齢者叙勲でございます。六日市御在住の山本裕二様のほうへお祝いの御挨拶に参上いたしました。

それから、5月13日、一番下が新型コロナウイルス感染症対策本部とございます。御案内のとおり、この日の夜、吉賀町で初めての感染者が発生をしたということでございましたので、13日木曜日の夜10時から対策本部会議を開催をさせていただきまして、以後、8ページの下まで書いておりますように、連日にわたって対策本部会議それからサンネットにちはらへの収録あるいは町内外、役場内外含めての感染症対策に全職員挙げて当たらせていただいたところでございます。細かなところにつきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

6ページに入りまして、中ほどやや下でございます。5月25日でございますが、田中八洲男島根県議会議長面会。新たに県議会議長を御就任されました田中議長のほうへ御挨拶にお伺いをさせていただきました。その日は、株式会社サンエム取締役会に出席しております。

下がっていただきまして、28日の金曜日、医療・介護あり方検討会議を開催いたしました。それから、石見空港ターミナルビル株式会社の監査をしたところでございます。

7ページでございます。5月30日、大田市で行われました全国植樹祭のほうへ出席をいたしました。

31日、アイコーポレーション株式会社、感染症器具寄贈、御来庁でございますが、これも感染症対策に役立てていただきたいということで、町内企業様のほうからアルコール液の入りました携行用のボトルスプレー500個を御寄贈いただきましたので、その受領をさせていただいたところでございます。

6月に入りまして1日は、吉賀町農業委員会の辞令交付式と総会でございます。さらに、石見

空港ターミナルビル株式会社の取締役会に出席をいたしました。

4日は、吉賀町議会の全員協議会で行われました。

6月7日でございます。株式会社エポックかきのきむらの株主総会そして取締役会が行われまして、この日をもって株式が全て譲渡し、三セクから民営化をされたところでございます。

一番下、6月10日でございます。医療法人橘井堂、三輪理事長面会でございますが、昨日のところで訪問させていただきました。吉賀町内の接種率を上げるために、ぜひ御支援をさせていただきたいという大変ありがたいお言葉を頂きまして、町内の施設入所者の方に対するワクチン接種の御支援を頂くということになりました。その改めてのお願いとお礼に出向いたところでございます。

少し長くなりました。以上でございます。

日程第5. 発議第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第2号コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第2号を読み上げて提案させていただきたいと思っております。

発議第2号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由といたしまして、農業生産者の経営と地域経済を守るためであります。

裏面見ただきまして、コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）、新型コロナウイルスの感染症の影響で、外食産業だけでなく収入減でお米が買えないなどの需要の「消失」により、2020年産米の市場価格は全国的に下落し、2021年産米のさらなる下落が危惧されています。このままでは、多くの米生産者の経営悪化を招くことになり、地域経済に深刻な影響を与えるだけでなく、中山間地域における耕作放棄地の拡大に拍車がかかりかねません。

今求められているのは、コロナ禍で生じた「過剰在庫」を、国の緊急買入などで市場から切り離し、その米を生活困窮者や学生への支援に活用することです。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、40万から60万トンが飼料用に販売され、国産飼料用需要を奪っています。国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、バター・脱脂粉乳の過剰在庫対策を取っています。バター・脱脂粉乳同様に、ミニマムア

クセス米の輸入量を減らし、在庫対策を取ることが財政負担も少なく、最も有効な対策と言えます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業生産者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要です。

よって、国会並びに政府におかれましては、下記事項に緊急に取り組みられるよう求めます。

記、1、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で起きた過剰在庫を国が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善すること。

2、ミニマムアクセス米は、国産米の需給状況に応じて輸入数量を削減すること。

3、過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

というものです。

提出先といたしましては、衆参両院議長、それから内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣としております。

ここでつけ加えて説明を申し上げるわけですが、今の要望の3つ目にありました過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用することということを上げておりますが、食料の生活困窮者への食料支援を行っています団体がアンケートを取った、対象は300人程度であったんですけども、その中で、助かったものにお米と挙げた方が全体の44%あったということも、やはり今本当に食料に困っている方々へ直接届けられるような環境をつくるということも大変重要であるということで載せさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案者に対しての質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思ひます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第6. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 日程第6、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和2年度吉賀町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和3年6月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案書に令和2年度吉賀町繰越明許費繰越計算書、一般会計のものを添付をさせていただいております。数項目にわたっておりますが、款、項、事業名、翌年度繰越額を読み上げて報告に代えさせていただきたいと思っております。

総務費、総務管理費、一般事務事業費264万円、総務費、総務管理費、番号法関連システム運営管理費634万3,000円、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍システム費149万6,000円、民生費、社会福祉費、高齢者福祉施設整備事業費825万円、農林水産業費、農業費、農業復興対策事業費200万円、農林水産業費、農業費、農業振興総務費1,198万7,000円、農林水産業費、農業費、農村地域防災減災事業費1,377万1,000円、商工費、商工費、観光施設管理費1,650万円、商工費、商工費、観光施設整備事業費3,014万円、土木費、道路橋梁費、道路新設改良補助事業費6,785万5,980円、土木費、道路橋梁費、道路橋梁新設改良補助事業費6,637万5,000円、消防費、消防費、常備消防費558万2,000円、教育費、小学校費、小学校施設管理費436万6,000円、教育費、小学校費、小学校施設整備事業費836万円、教育費、中学校費、中学校施設管理費254万4,000円、教育費、社会教育費、図書館事務局管理費1,816万4,000円でございます。合計の翌年度繰越額が2億6,637万3,980円となるものでございます。

なお、財源内訳につきましては、この計算書の右半分でございます。お読み取りを頂きたいと思っております。

それから、それぞれの事業につきましては、参考資料別冊の1ページから5ページに掲載しておりますので、御参照頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今定例会の参考資料のほうで概要等説明をしていただいております。

そのうちの資料の2ページにあります4つの事業について、現況の進捗についてお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、一番最初にあります高齢者福祉施設整備事業費について報告をさせていただきます。

繰越明許費としまして55万円の委託料と770万円の工事請負費を計上したところでございます。

現状の状況を申し上げますと、一番右の欄にございますが、5月末現在ということで、設計委託は行って完了しております。工事請負費は発注調整中とありましたが、この6月に入札を行いまして、現在、空調設備の発注702万9,000円で落札をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 産業課の堀田でございます。2番目の農業復旧対策事業費についてであります。

この春の雪害に対するハウスの復旧でございまして、その2件が繰越しをされております。1経営体におきましては、5月末に執行しておりますけど、1経営体につきましてはまだでございます。

それから、農業振興総務費におけます1,198万7,000円でございますけど、県の事業を使った農協が事業主体となっておりますミニトマトの選別機の事業でございまして、まだ入札が終わっていませんで、この秋に向けての事業完了を見込んで現在継続中でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、欄で一番下のところになりますけれども、農村地域防災減災事業の事業費についての説明をさせていただきたいと思っております。

まず、ため池の開削事業、工事請負費ということでございますけれども、この分につきましては、現在工事中でございまして、現在鋭意努力をしているという状況でございます。これは、坂折のため池でございます。

それから、丸の2番目、下須揚水ポンプ改修工事でございます。これにつきましては、5月の末に部品が入ってまいりまして、事業は実施しているというところでございます。現在のところ作業は終了しているということで御確認を頂きたいと思っております。

それから、丸の3番目の親迫地区の揚水機の改修工事でございます。これにつきましては、ポンプ本体と設置関連部品の納品待ちという状況でございまして、まだ現在続いているというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

本案は報告をもって終了いたします。

日程第7. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第7、議案第38号鹿足郡事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第38号鹿足郡事務組合同規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、鹿足郡事務組合の事務所の位置を変更し、これに伴い下記のとおり同組合同規約を変更することについて議会の議決を求める。令和3年6月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、議案につきまして詳細説明をさせていただきます。

令和3年4月7日付で鹿足郡事務組合より規約の変更について協議がございました。

内容としましては、鹿足郡事務組合の事務所の位置を組合発足当初より津和野町役場本庁舎と同一住所としておりましたが、令和3年5月の津和野町役場本庁舎の移転に伴いまして、事務所の位置の変更が必要となってきたというものです。

鹿足郡事務組合としては、組合の総合事務を行っておりますクリーンパルにちはらがあります場所へ事務所の位置を変更することとして今回組合同規約の改正を行うこととしました。

そのため、地方自治法第286条第2項の規定に基づきまして、組合より本町に規約改正の同意を求める旨の協議がございまして、今回の上程をさせていただきました。

規約の変更の詳細につきましては、議案の次のページとそれから参考資料の6ページを御覧ください。規約の第4条の事務所の位置につきまして、日原54番地25を瀧元668番地に改めるものです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑がないようです。日程第7、議案第38号鹿足郡事務組合同規約の一部変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第 8. 議案第 39 号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第 8、議案第 39 号町道路線変更認定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第 39 号町道路線変更認定についてでございます。

町道の路線を次のように変更認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。令和 3 年 6 月 11 日提出、吉賀町長岩本一巳。

変更をお願いをいたしますのは、下記にあります上月和田線以下 5 路線でございますが、詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうが御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第 39 号町道路線変更認定について詳細説明をさせていただきます。

参考資料の 7 ページから 8 ページに資料を載せておりますので、御覧を頂きたいと思えます。

ここには、変更に至りました理由等を述べさせていただいておると、それから 8 ページには位置図を載せておりますので、御覧を頂きたいと思えます。

まず、この変更路線認定でございますけれども、今回、起終点に変更が生じたものでございます。これによりまして、路線の変更認定をお願いしたいというものでございます。

今回、町道の路線変更認定に至りました理由といたしましては、1 つには月和田地区の圃場整備の区画の変更に伴いまして町道の路線が変更になったというものでございます。

それから、2 つ目でございますけれども、昨年度道路台帳を電子化をいたしました。これに伴いまして、その作業により台帳図とそれから現地との相違が判明をいたしましたということでございます。

7 ページを御覧頂きたいと思えます。表の番号欄、一番左側の欄でございますけれども、番号欄の 23 号 1339 でございまして、上月和田線でございます。県営事業といたしまして、高津川地区中山間地総合整備事業により圃場整備を実施をいたしました。この折の区画整理に伴い町道の路線を変更したものでございます。

圃場整備の事業完了と台帳の更新、これは 3 年に一度行っておりますけれども、これとの兼ね合いによりまして今回の路線認定ということになったものでございます。

それから、その下でございます。番号欄 31 号 2342、河内口仲ノ原線、それから一番下の

欄になりますけれども、番号欄61号4347重則親迫支線につきましても、県営圃場整備の事業によりまして、区画整理に伴います町道の路線変更によるものでございますが、事業完了に合わせて完了手続がされていなかったというものでございました。今回、町道台帳を整備いたしまして判明したというものでございます。大変申し訳ございませんでした。

この部分におきましては、まず31号の河内口仲ノ原線につきましては、延長が69.2メートル延びたものでございます。61番の重則親迫支線につきましては、今回の変更の認定によりまして93.4メートル減じたというものでございます。

それから、番号欄で36号でございます3302、築山線でございます。立戸地区にあります吉賀町のスポーツ公園につながる町道でございます、この公園につながります町道につきましては2本ございます。スポーツ公園線というのが、信号から、大きな道で入っていく町道でございます、これが1本、それから今回変更認定のお願いをしております築山線でございます。これは、トンネル側から細い道で入っていく町道でございます、図面上ではこの築山線が球場のバックネットの裏辺りまでつながっているという町道になってございます。

この築山線でございますけれども、図面上ではバックネット裏までが町道があるように図面上で示されておりましたが、調書というものがございまして、延長であったりそれから幅員であったりそれから面積等それから路面の状況等を書いてあるものがございます。この調書にスポーツ公園線、交差点から上がっております。その路線が合致いたします。この合流点で実は調書のほうが終わっておったということが分かりました。この部分からバックネット裏までの実際に図面が起こされておりますところまでを延長し、さらにもう少しバックネット裏まで現在のところ道がありますので、それも取り込んでおけば、町道としてこちらのほうで管理ができるということで、それも含めまして路線を変更認定したいというものでございます。それによりまして、126.7メートル延長が延びたものでございます。

それから、最後になりますけれども、番号で51号でございます。4311、星坂宇佐郷線でございます。これにつきましては、やはり電子化のときに終点と現地とが相違をしておりました。この分につきましては、なぜこういうことが起こったのかということにはちょっと分からないという状況でございますけれども、現地と合わないということで現地に合うように変更路線認定をさせていただきたいということで、延長といたしましては54.9メートル延びたというものでございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 番号36の築山線です。あの説明の中で、野球場の後ろの、今頃

野球場はあまり使っていないと思いますけれども、バックネット裏が、1メートル50ぐらいの幅員がずっとあると思いますけどそのところを町道にするということなんですか。

町道にするのは別にあれですが、実際、野球等をするとき、僕らも若いときにはしよったんですが、あそこで審判とか、ほかにないので、審判団があそこに座ったり役員が座ったりしておるわけですが、そこが町道ということは、競技中に民間の方が入ってこられた場合には退避せねばいけないというような状況が出るのではないかと考えられますが、その辺のところはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思います。

堅く物事を考えますとそういうことになろうかと思っていますし、四角四面に申しますと占用であるとかそれから通行規制であるとかそういったものも出てこうかと思っています。

しかし、不特定多数の方が往来をされる道でもございませぬし、目的を持って使用されるというふうに考えますと、堅く物事を考えるよりも、今使っている状況のことで問題がなければ、それをそういうふうに普通に使っていただくほうがいいかと思っています。ですから、道路だから退去してくれとか、車を置くとか、そういうことには、もちろん管理をする立場としてはするつもりはございませぬし、考えておらんところでございます。

逆に、何かありますとこちらのほうで手当てができますので、いろんなことで都合がいいのではないかという考えの下に、もう少し延長を延ばしていただいて、今の道のようになっているところの部分についても取り込ませていただいたということでございます。

実際に終点部分につきましては、林道が入っておりまして、そこからずっと続いて道がつながっていくようになっております。この部分について、これまではそこで終わりということにしておりました。そこからは林道ということにしておりましたけれども、今回そういったことが判明いたしましたので、あわせましてさせていただきました。

使用につきましては、従来どおりの使用をしていただいても別に構わんのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の返答でよろしいかと思えます。

長いスパンになりますので、現在の使用状況からいうとさほどのことないかと思えますが、管理上の問題、しっかり利用者の方に迷惑かからないような管理というものをお願いしたいなと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの説明で、2つの路線につきまして完了手続がされていなかったということがございました。

道路改良等につきまして、手続をどういうふうにやっていくか、そういうものをマニュアル化とそれからチェックシートもつけてなんですけども、そういうようなものとして存在をするのかしないのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） マニュアル等については製作しておりません。担当者の協議というところで、今のところでいきますと圃場整備も県営の事業が進んでおります。そういった関係で、密に連携を取りながら、また県とも協定をしながら進めておるものでございまして、これについてははっきりと分かっておるものでございますけれども。

今、この2本につきましては、ちょうど合併の当時になってまいりまして、31号の河内口仲ノ原線につきましては、県営経営体育成基盤整備事業ということで、平成16年に工事完了がしたものでございます。その後、少し事務の関係のごたごたがあったようでございまして、平成20年に登記が完了したというものでございました。

それから、61号の重則親迫支線につきましては、中山間地総合整備事業の広域連携型鹿足六日市地区ということで、平成19年のところで事業完了がしたというものでございまして、やはりこれもちょっと合併のところのばたばたいうところで引継ぎ等がうまくいっていなかったのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今御答弁ありましたように、引継ぎということもあります。これは、吉賀町全般の話なんですけども、引継ぎの事務というのが、非常に、私を見る範囲ではばらばら、統一されていない。こういうものについて、やはり全庁的にそういうものを整備しながら、今のような間違いがないそういう体制づくりというものも必要になってきているというふうに思いますし、先般ありました監査の研修会におきましてもそういうものが取り上げられておりました。

そういうことについて、全庁にまたがる部分ですので、引継ぎの事務についての今後の検討についてどういう方向性を持っているか、方向性だけでいいんですけども、ありましたら答弁願います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えさせていただきます。

引継ぎはそれぞれ担当の部署でやっているのが現状でございまして、統一的なものは特に定め

たものはありません。

とりあえずは、まずほかの事例とかそういったものを研究させていただいて、できればそういったまなマニュアル的なものをつくって対応できたらいいのかなというふうに思っております。まず、調査するところから開始をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） すいません、今の藤升議員の言われたことでちょっと関連があるんですが。

実は、蔵木地区のある町道につきまして、長年、最高裁判所まで行った経緯があります。何年かかかってようやく結審をしましたが、この部分は、登記は本人、管理は町がやるというふうなことで、やはり合併のときに、まあまあええよええよちゅうようなことがこういうことになりましたので、そういう最高裁判所まで行った、何年かかかって係争したという事例がありますので、やはりここは、今、藤升議員も述べましたが、一切そういうまあまあで済ませているところを洗い出して、この際、はっきり町道は町道というふうに、管理は管理というふうにやるべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにあります。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第8、議案第39号町道路線変更認定についての質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第9. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第40号財産の無償譲渡について（旧吉賀町地域間交流拠点施設）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第40号財産の無償譲渡についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求める。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本

一已。

1、譲渡する財産、所在地、吉賀町柿木539番地2、建築年、昭和36年、構造等、木造2階建て988.46平方メートル、木造平屋建て38.88平方メートル。

2、譲渡の相手方、住所、島根県鹿足郡吉賀町□□□□□□□□、氏名、田村薫平。

詳細につきましては、所管いたします柿木地域振興室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 柿木地域振興室の山根でございます。

議案第40号財産の無償譲渡、旧吉賀町地域間交流拠点施設について、詳細説明をさせていただきます。

説明資料については9ページのほうを御覧いただきたいと思います。

一般の3月議会のほうで条例の廃止の議決を頂きましたものでございます。普通財産となっておりますのでございます。

譲渡する財産につきましては、所在地は吉賀町柿木539番地2、建築年、昭和36年、構造等につきましては、木造2階建て988.46平方メートル、これは校舎部分でございます。木造平屋建て38.88平方メートル、これは調理実習棟でございます。譲渡の相手方につきましては、吉賀町□□□□□□□□の田村薫平さん、個人であります。

譲渡する日につきましては、議決を頂きましたら、7月1日をもって移譲を考えております。

これにつきましては、公募型プロポーザルによりまして決定をされております。応募期間につきましては、令和3年4月の12日から4月28日までの期間の応募期間としておりましたけども、応募につきましては1件でございまして、町内の個人1名ということでございました。

選定委員会のほうは2回行っておりまして、5月の25日及び5月の28日に2回行っておりまして、5月28日につきましては、ヒアリングを含めまして委員会のほうを行っております。契約予定者の決定につきましては、令和3年の5月28日をもって決定をしております。

今後の予定としまして、今回の議会議決を頂きましたところで譲渡する日を令和3年7月1日ということで進めさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 確認になるかもしれませんが、3月のときに現地視察がありまして、そのときに言われておったと思うんですが、公募型でして実施要綱の中の4番の譲渡の条件で1番と2番があって、土地は使用を中止したら更地にして返還することということを明記され

ていますが、このことと建物の使用が使用用途の変更や使用を中止し、解体するときは解体の1年前までに町へ協議、承認後の施工とするというのが4の1であるんですが、当然、プロポーザルですのでまた委員会を開いてこれは協議すると。そして使用の適否を決めるのかということと、まず所有権をもうその時点で移転していると思うんですが、そういうときにおいてもやはりそういうことが起こり得るのかということを確認をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきたいと思います。

4番、移譲の条件の1番の建物の使用の中止というところでございますが、ここに書いてある解体の1年前までというものにつきましては、柿木地域協議会のほうの意見としまして、解体する1年前には町民に対して知らせてほしいということがございましたので、この一文を入れさせていただいたというところございまして、町のほうへ何も言わずに解体がなされないようにということでここへ文章を入れさせていただいたというところございまして、プロポーザルを再度実施するというものではございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 解体するときでなしに、使用用途の変更等があったときにこれはもう一度プロポーザルといいますか、協議してそれが公益性にあるかどうかというのを判断するかというのをお聞きしたい。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） すみません。回答が抜けておりまして申し訳ありませんでした。

使用方法、用途等で当初の目的から外れたものにつきましては、譲渡の条件として違う方向では使わないということがございますので、その確認をするということでございまして、そのときにまた協議をしていただいてからその目的に沿った形であれば承認をするといった形で進める予定でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ちょっと関連になると思いますが、この施設の無償譲渡はいいんですけど、目的ですね、使用目的、それとそれに対しての譲渡する理由とそういったところを多分、大体方向性は決まっていると思うんですけど、その使用の目的が記載されていないので、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきたいと思います。

提案内容についてということかと思えます。使用の方法につきましては、主に1階部分につきましては、地域との交流をテーマにして飲食店や特産品の開発、または習い事の教室とかいうことで使用をしたいという内容でございました。

2階部分につきましては、テナントの入居、会社とかのシェアオフィスとかそういうところでテナント入居者の専用として約11部屋で使用可能ということで想定をされておりました。その提案内容にありましたのが、個人の提案ではございますが、この個人にはプロジェクトメンバーが5名、本人さん含めておられまして、テナントの管理運営ですとか1階部分の総括、地域との結びつき、情報発信というところで5名による連携で事業を進めていくんだという内容がございまして、これであれば地域に根差した使用ができるのではないかとということも加味いたしまして決定をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 今の1階は大体想像できますけど、2階部分、テナント入居者、これは宿泊するのとかいろいろ考えたりするんですけど、そのテナントの業者と思うんですけど、もう予定は組んでいるんですか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきたいと思えます。

2階部分のテナントということでございますので、宿泊ということは基本的には考えていないです。事務所として使用していただくということになるかと思えます。提案の中ではまだお声かけをしている方が数名おられるという話は聞いておりますが、今から譲渡が決まってから公募していくというところでございまして、まだ何件予定があるということではないということ聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 使用目的とかテナントが入るとかいろいろ聞いておりますが、目的に沿わないというんですか。極端なことを言うとテナントが入らないとか、入るテナントがないとかいうようなことがあった場合ということもありますが、まず第1番目にあの施設について消防法に基づく設備が必要だと聞いておりますが、そのテナントが入る場合にその辺の設備を入れなくちゃいけないから高価になるということで駄目だということで、目的に合わないからということでもう私は要りませんと、この田村薫平さんが言われたときにそのままもう無償譲渡したけど要りませんと言うたときにその建物いうんですか、これをそれでは町が受け取って、町が解体しようというようなことはないですよ。解体費を町が出さないけんというようなことは

ないと思いますが、一応その辺は確認をしたいと思います。

それともう一つ、年間60万円だったですかね。土地の使用料、これを高額過ぎるから安くしてくれというような要望があったとしたときに、一応、社会経済情勢上での時点修正で安くするのは仕方がないことですが、極端にこの使用料を安くするというようなことは考えておられないと思いますが、その辺について意見をお考えを求めます。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

譲渡後に必要なくなった場合の解体費用につきましては、譲渡先のほうで捻出をしていただくという形で町が買い取って解体するというものではございません。

それから使用料につきましては、今後は議決を頂きましたら土地の賃貸借契約のほうをしていくことになるんですけども、月額で2万4,708円という賃料になるかというふうに思っております。情勢が変わった場合には変更になるかと思いますが、基本的にはこの金額のままでということと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、賃料が月額2万4,000幾らですか。年額幾らになるんですか。この間、現地で聞いたのは大幅に数字が違うように思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

月額2万4,708円ということで年間でいきますと30万円ぐらいになります。現地の視察のときには想定をしておりました面積が2,000平米、2,000平方メートルで試算をしておりましたけれども、入り口側、国道側については全てとおおむね校舎の周り5メートルのところを測量いたしましたところ1,446平方メートルという借地の土地になりまして、約500平方メートル減ったということで最初に説明をした金額よりも若干下がっておるということでございまして、年間でいうと約30万円の賃料ということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ただいまの使用の状況でテナントの入居11部屋ある、また飲食・習い事等ということになりますと、貸付けする土地だけで入ってこられる人の車等が十分置けるスペース確保できるのかということをちょっと心配をしております。それでプロポーザルで申し込まれた時点でのこの建物の入る利用者数、また車両等についての項目、そういうものというのありましたらその内容を説明願います。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

テナントの入居については5か所程度を見込んでおるということでした。当初ですね。駐車スペースにつきましては、今、国道側に現在も乗用車が止まっておりますけども、あそこも借地の中に入っておりますが、借地以外のところにも止められるかと思っております。提案書の中では現在車が止まっておる箇所についても駐車料金も想定をしておりますが、5台ということで想定をしているようでございます。

また、あと、元の歯科診療所側、あちらにつきましても、駐車をするスペースとしては使えるかというふうに思っておりますので、駐車スペースについては十分あるのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の駐車スペースですが、譲渡する相手方に貸し付ける以外の土地に駐車スペースを余裕があるからそちらへ駐車するという説明のように聞いたんですが、そういういわゆる町有地だからそこへ駐車すりゃいいじゃないかということなんですか。ちょっとそれはおかしいんじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

今、貸し付けるのは、先ほど室長申しましたように、校舎から国道側と校舎の周り5メートルということですので、それより別途使うということであれば、また別途申請をしていただいて当然使用料も払っていただいて活用していただくという手続が必要になろうかと思っております。ですので、今は5台ということですので十分スペースはあろうかと思っておりますけども、それ以上に膨らむということであればそういった手続をまた別途踏んでいただくようになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それでは確認しますが、当該施設にイベント等を開かれて大勢が車で来るようなときにはその都度、町に対して使用許可なりを、今の譲渡予定で貸与する土地以外に駐車スペースを設けるという場合にはその都度、町に申請か何かするように決めてあるわけですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。それはほかの今現在のイベントにしてもそうですけども、花火であったり、あるいは六日市の学校で若い人が夏にイベントされますけども、その際にも正規な手続を踏んでいただいて申請書類を出していただいてそれで町の許可を受けた上で実施

をさせていただいておりますので、それに沿った同じような手続になろうかと思えます。ただ、イベントの内容によっては使用料は減免するという場合はございますので、それはその都度、検討していくことになろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） ちょっと確認ということになるかと思うんですが、これは田村さんに所有権を移転するということですね。田村さん個人に所有権を登記すると。それで今度あとの使用の時、最初あったテナントとか、いろいろなことを事業をやられる、いろいろあると思いますが、それはその使用料を今度は田村さんに払うとそういう形になるんですか。それでいいですか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 議員の言われるとおりでございまして、テナントについては使用料を田村さんのほうが頂いて経営をしていくという形になるというふうに提案されております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようですので、日程第9、議案第40号財産の無償譲渡について（旧吉賀町地域間交流拠点施設）の質疑は保留をしておきます。

日程第10、議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第41号財産の無償譲渡について（旧河津地区集会所）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第41号財産の無償譲渡についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求める。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1、譲渡する財産、所在地、吉賀町田野原1626番地3、建築年、昭和58年、構造等、木造平屋建て62.4平方メートル。

2、譲渡の相手方、住所、島根県鹿足郡吉賀町□□□□□□□□、氏名、山根乗教、以上でございます。

詳細につきましては、所管いたします企画課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひい

たします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私から、議案第41号財産の無償譲渡について、詳細説明をいたします。

定例会参考資料の10ページをお開きください。

本議案は、昨年12月議会定例会で議決を頂きました条例改正をもちまして、この4月1日に集会所としての機能を廃止いたしました旧河津地区集会所におきまして、地区の総意により、土地所有者である山根乗教氏に無償で譲渡するものでございます。

譲渡する財産は、説明が重複いたしますが、旧河津地区集会所でございまして、譲渡の日は議決の日を予定しているところでございます。

譲渡理由は、地区の総意として、地区集会所としての機能を変更し、地域交流活動や各種行事のための目的で利用したいとの申請によるものでございます。

管理は引き続き地区で行うこととなっております。

以上で、詳細説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第10、議案第41号財産の無償譲渡について（旧河津地区集会所）の質疑は保留をしておきます。

日程第11．議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第42号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第42号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町ふるさと応援寄附条例（平成20年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第42号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正

する条例について、説明を申し上げます。

議案とともに参考資料は11ページを御覧いただければというふうに思います。

今回の改正理由でございますが、条例中設けております対象事業、これを拡充させるということでありまして、条文でいいますと第2条のところにふるさとの地域医療に関する事業というものを追加するというような内容となっております。

この改正によりまして、またさらにいわゆる充当先の事業の範囲が広がるというふうに考えているというところでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようですので、日程第11、議案第42号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第43号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第43号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町興学資金貸与条例（平成26年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第43号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げたいと思います。

議案とともに参考資料は12ページを御覧いただければというふうに思います。

まず、今回の改正理由でございます。これにつきましては、貸与者の負担軽減を図ろうという、こういう意図を持っての改正ということでございます。

改正内容でございますが、返還開始時期について、学校を卒業してから6月を経過した翌月か

らというのが現行でございますが、これを12月を経過した翌月からということで6月遅らせるというこういう内容、それから後に返還が始まりますけれども、これについて期間の延長を行うということで、毎月の返還額について、現行は毎月2万円というふうになっておりますけれども、これを下げるというふうな改正内容であります。併せて条文の中で表現、字句を若干統一をするという改正をさせていただくというふうな内容であります。

それでは、参考資料12ページの新旧対照表を用いて説明を申し上げます。

条例の第8条に先ほど申し上げた内容が書き込まれておまして、左の現行のところを見ていただきますと、学校を卒業した月の翌月から起算して6月を経過した翌月から毎月2万円を月賦償還していくと。この内容を右側の改正後（案）のを見ていただきますと、学校を卒業した月の翌月から起算して12月を経過した翌月から7年以内に償還をしていただくというふうな内容での改正でございます。

それから、第8条の第2項も同様の内容での改正をするというものであります。

それから字句の表現の統一をとることを申し上げました。これについては第8条、第9条、第10条にまたがりまして、受給者という表現が出てまいりますけれども、これを貸与者という表現に統一するというふうな改正ということになっております。

それから、議案のほうに戻っていただければと思います。議案の改め文のところを見ていただきますと、下がって附則のところでございます。附則の第2項というところで経過措置を設けさせていただくという考えであります。ここに書いてあります内容でありますけれども、現在貸与中の方、それから既に現在返還中の方々が実際におられます。この方々につきましても、改正後の条例を適用するというふうなことで考えておまして、実際に改正できればそれぞれの方にお知らせをいたしまして、毎月の返還額、あるいは返還期間、そうしたことについて希望に応じていきたいというふうなことで考えております。その部分がこの経過措置の規定ということでお読み取りを頂ければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この条例の改正につきまして、まず審査委員会、この興学資金の貸与に当たっての審査委員会ですけれども、そこでの協議はされたかということと、もう1件、この貸与条例の第2条第1号に「心身ともに健全で就学に堪え得ることができる者」というふうでございます。ここで心身ともに健全ということですが、今、障がいのある人たちがいろんな形で上の学校に上がって学びを行っておられます。そういう時代の要請に応じて同時に見直すということは考えられなかったか。また、そうでなかったら今後どのような形でしたいか

というのを内容も含めて御答弁願えたらと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の御質問でございます。審査委員会での協議というところであり、先ほど私からの説明のところ、若干不足していた部分があるかと思います。今回の条例改正の一つの動機といたしましては、審査委員会での議論の御意見を頂いたこと、これも理由の一つということになってあります。もともとその審査委員会のほうで返還の開始時期、それから毎月の返還額、そうしたことが柔軟に対応できないのかというのは幾らか御意見は頂戴していたということでもあります。

それから加えて昨年来、新型コロナの影響等もこうしたことも発生をしまして、さらにそうした声も審査委員の中から強く出されていたというこういう経過がございます。そこら辺を受けまして、実際に益田市、浜田市、津和野町の事例も参考にしながら今回の条例改正を提案させていただいているというこういう経過でございます。

それから2点目の御質問であります。この点につきましては、御指摘の部分があるというふうに思います。ただ、今回すぐにこれを改正するというふうなことには至らないということは御理解いただいた上で、今後、そういった部分についても審査会あるいは我々事務方のほうで検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっとお伺いしますが、今まで毎月2万円ということが楽になったというか、今説明によるとコロナ禍の現在の世の中とそれから他の町村もこのように変えたというお話でございますけれども、実際に興学資金も滞納とかいろんなこともあるかと思いますが、この7年という期間でということになると、例えば1年たってそれからすぐ戻すというその状況と、7年以内ということになるとまだ3年ある、5年あるとかそういうふうな状況が出てくるのではないかという懸念もあるわけですが、その辺のことは滞納が増えるか、実際に払いやすく本当になるのか、その辺のところの委員会ですか、その中での協議はあったのかどうか、滞納が確実に減ってくるかというところの辺もどのように協議されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この審査委員会におきまして今回のこうした内容を取ることによって滞納者が増えるのではないかというようなそうした意見と申しますか、話そのものは審査会においてはございませんでした。先ほど申し上げたとおり、現在の状況等を見たときに幾らかでも負担を軽減することはできないだろうかというこれが議論の主だったところでして、そこから滞納者のところの話自体は出てまいりませんでした。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようですので、日程第12、議案第43号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第13、議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第44号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第44号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。保健福祉課の永田でございます。

議案第44号の詳細説明をさせていただきます。

定例会資料13ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和3年3月31日に行われました内閣府令の改正によるものでございます。この改正によりまして、今回の特定教育・保育施設等の基準を定める条例、こちらのほうに追記の必要がございました。内閣府令の改正につきましては、国家戦略特別区域法に基づきまして、いわゆるその区域内に国家戦略特別区域小規模保育事業が認められた場合、この施設、事業所自体がいわゆる特定地域保育事業者の中で利用期間が満了したときに連携を確保しておく必要がある施設に該当するというような内容の改正がされたためにこの条文を条例内に盛り込ませていただくというものでございます。ただ、今回のこの条項につきましては、吉賀町内において該当する事業所はございませんので、申し述べさせていただきます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようです。日程第13、議案第44号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第14、議案第45号

日程第15、議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第45号吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第46号吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第45号吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特別養護老人ホーム条例（平成17年吉賀町条例第117号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

引き続きまして、議案第46号吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町デイサービスセンター条例（平成17年吉賀町条例第119号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

いずれも所管いたします保健福祉課でございますが、課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第45号と46号について、詳細説明をさせていただきます。

特別養護老人ホーム条例でございます。第2条に吉賀町の整備いたしました特別養護老人ホームの名称及び位置についての規定がございます。定例会資料の14ページ、15ページを御覧を頂きたいと思っております。

第2条に、まず特別養護老人ホームについての規定がございまして、こちらのほうに規定されておりますのは、柿木にあります特別養護老人ホームのとびのこ苑でございます。その位置につきまして、現在、条例上は柿木98番地という記載となっております。こちらにつきましては、

平成11年に整備をされたときの地番のまま経過をしております、この間にとびのこ苑、あるいはその隣接いたしますデイサービス、それからかきのき保育所等々の地番については、一旦合筆がされたという経緯を経ております。その後付近にございますかきのき保育所、こちらのほうを法人のほうに譲渡する際に土地のほうが分筆をされまして、こちらの地番のほうがその際に80番地1という地番に変更になったため、開設当初の98番地を80番地1に変更をさせていただきたいというものでございます。

同様に定例会資料の15ページのほうにつきましても、吉賀町デイサービスセンター条例でございまして、その中にあります第2条のところ、柿木デイサービスセンター、こちらも開設当初は80番地でございましたけれども、地番変更等を経て現在は80番地1となっておりますので、そちらのほうに今回合わせて位置のほうを変更させていただきたいという内容となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようです。日程第14、議案第45号吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第46号吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第16. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第16、議案第47号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第47号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年6月11日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第47号の吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、先般6月4日に全員協議会の中で説明をさせていただきました。現在、コロナ禍にあります中で被保険者の世帯の方々の主たる生計維持者、こういった方々の収入が減少した場合に保険料の減免措置の制度がございますけれども、こちらにつきましては、令和2年度分の保険料のみが今条例上はできるというような規定となっております。この部分につきまして、16ページにあります第10条の第1項、納期限、令和3年の3月31日までのところを令和4年3月31日、いわゆる令和3年度分までの保険料に適用ができるように今回改正のほうをさせていただくというものでございます。

併せまして、この介護条例上の附則第10条中の表記でございますが、第一号被保険者とありますところを、第一号の1が漢字になっておりますが、こちらを数字のほうにさせていただきまして、これで吉賀町介護保険条例全体での第1号被保険者の表記のほうを統一をさせていただくために今回このような改正をさせていただいたところでございます。

あと関連いたしますものとして、新型コロナウイルス感染症の規定をする法律等々が変更になったというようなところとか、主たる生計維持者というような文言等々の整理をさせていただいたというようなところの整理をさせていただいた改正内容となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようです。日程第16、議案第47号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第48号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第48号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,685万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年6月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正でございまして、まず、歳入でございます。

款6県支出金、項1県負担金補助金、5億6,692万5,000円に150万3,000円を追加し、5億6,842万8,000円。

款8繰入金、項1他会計繰入金、8,647万1,000円から101万2,000円を減じまして、8,545万9,000円、それに伴う歳入合計、7億5,636万5,000円に49万1,000円を追加し、7億5,685万6,000円となるものでございます。

2ページは、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、3,370万8,000円から101万2,000円を減じまして、3,269万6,000円。2徴税费、24万9,000円に100万3,000円を追加し、125万2,000円。

款2保険給付費、項6傷病諸費、新たに50万円を補正いたしまして50万円でございます。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、50万5,000円に47万2,000円を追加し、97万7,000円。

款11予備費、項1予備費、458万9,000円から47万2,000円を減じまして、411万7,000円でございます。

これに伴います歳出合計、7億5,636万5,000円、これに49万1,000円を追加し、7億5,685万6,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第48号吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出からでございます。

総務費、総務管理費の一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴う部分の給与費の調整

でございます。

それから、中ほどにございます総務費、徴税费、賦課徴収費の003賦課徴収費、103万円でございます。会計年度任用職員分の報酬及び職員手当、費用弁償でございます。こちらにつきまして、（発言する者あり）失礼いたしました。100万3,000円でございます。大変失礼いたしました。

こちらにつきましては、今年度、税務住民課のほうに配置をされました滞納整理専門員の人件費部分でございますけれども、当初、一般会計のほうで、当初予算のほうでは全額組ませさせていただいておりますけれども、島根県のほうにございます国民健康保険の保険給付費等交付金、こちらのメニューの中に、滞納者に対する対応ということで、会計年度任用職員の人件費を含めて、そういった滞納対策等々に準ずる職員の人件費、こちらのほうが上限で200万円を上限に交付をされるというメニューがございまして、実際、滞納整理の専門員につきましては、国保の部分についても対応されるというようなところから、実際、今、6月分までは、もう終了しておりますけれども、7月分以降の部分につきまして、案分等々の調整をさせていただいて、今回、国保のほうでその部分を組ませていただいたというふうなものでございます。後ほど一般会計のところでも、その部分については説明があろうかというふうに思っております。

それから、一番下のところで保険給付費、傷病諸費、傷病手当金でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナの感染症の関係で給与等の所得、これが減少された方に対して傷病手当を交付するという制度がございます。

このたび、当初予算では計上しておりませんでしたけれども、町内発生が起きましたので、該当になられる方等々を想定をして、今回50万円を計上させていただいております。

それから、7ページに移っていただきまして、上のほうの諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金でございます。47万2,000円の予算でございます。こちらにつきましては、県のほうから交付されます医療費に係った交付金がございますけれども、令和3年度の診療報酬、こちらのほうの審査が確定をいたしまして、実際、県から納付された金額に剰余分が発生してくるといふようなところから、その差額分の返還の連絡が今回ございましたので、必要な予算を計上させていただいております。

以上が歳出でございまして、続いて、5ページのほうに移っていただきたいと思っております。

歳入のほうでございます。

先ほど説明をさせていただきました保険給付費等の交付金、こちらの部分について、会計年度任用職員と同額の100万3,000円のほうを計上させていただいております。

それと、あと傷病手当に50万円、歳出のほうで計上させていただいておりますけれども、そ

れと同額の市町村向け特別交付金ということで同額を計上させていただいておるものでございます。

それから、人件費部分の一般会計からの繰入金、101万2,000円の減額を計上させていただいておりまして、最終的には7ページの予備費のほうで47万2,000円の減額分を充当させていただいております補正予算内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 国保会計なんですが、傷病手当金が50万円、今回新設というか新たにできたということなんですが、この傷病手当金を受ける、受給できる権利といいますか、受給者というのはどういう資格なのか。また、その人、町内におられると思いますが、その人らにどういう具合に連絡をするのかお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、どういった方々が対象となられるかということでございますけれども、国保の被保険者の方で、いわゆる新型コロナウイルス感染症に感染されたことによって、いわゆるお仕事に従事できない方ということで、実際に、その際に収入等々が下がった方というような方がおられると思いますけれども、そういった方々が対象になってくるということでございます。

ただ、全ての被保険者が対象になるかというのと、そうではございませんで、基本的には給与等において減額された方という方が対象となってまいりますので、例えば事業所得等々のダウンがあった方については対象とはなっていないというような内容となっておりますのでございます。

そういった方々に、どのような形で周知を図っていくかというような御質問であったかと思うんですけれども、基本的には、来月7月の、今回予算を認めていただいて、7月のところで、令和3年度の保険税の通知を御案内をさせていただきます。その中に今回の傷病手当の制度についても御案内の文書を同封をさせていただいて、該当があった場合には町のほうに申請をしていただくというような形で進めさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

〔5番 中田議員退席〕

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） その場合に、国保でやっている人で、要はアルバイト等で、町にも届けていないとかいう方もあると思うんです。そういう人が、もしコロナにかかって病院に行ったとかいうことになったときに、どれだけ減少になったか証明もできませんが、その場合はどうなるんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的に傷病手当金の算定につきましては、感染等々によって労務に服することができなくなった日から起算をして3日を経過した日から労務に服することができない、そういったところを期間として該当、支給をさせていただくものでございまして、例えばアルバイト等々で、おっしゃられていることは、恐らく無申告等々によって、こちらでそういった情報等々を把握できていない場合どうなのかというような御質問ではないかというふうに思っております。

無申告等々であっても、遡って簡易的な申告のほうを、前年度分などをしていただいて、本来、無申告の場合は保険税の計算等々をさせていただくんですけれども、基本的に今回傷病手当金ですので、前年の状況と、あと、コロナに感染した直近の3か月分程度の、いわゆる収入の減少部分がどの程度であったかというようなところを、町のほうに届出等々をしていただければ、その部分によって算定をさせていただこうというふうに考えておりますので、実際に前年度にそういった所得、申告等々がなされていないという方についても、対象となってくるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。国民健康保健事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第18、議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第49号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第49号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,647万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年6月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表歳入歳出予算補正で、まず歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、1億8,018万6,000円から101万5,000円を減じ

まして、1億7,917万1,000円。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、1億5,047万円に20万2,000円を追加し、1億5,067万2,000円。

款7繰入金、項1他会計繰入金、2億2,752万8,000円に13万6,000円を追加し、2億2,766万4,000円。

2基金繰入金、新たに81万3,000円を追加し、同額でございます。

これに伴う歳入合計が、12億2,634万1,000円に13万6,000円を追加し、12億2,647万7,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、4,888万円に13万6,000円を追加し、4,901万6,000円でございます。

款2保険給付費、項7特定入所者介護サービス等費でございます。5億1,204万円、増減はございません。同額でございます。

これに伴う歳出合計、12億2,634万1,000円に13万6,000円を追加し、12億2,647万7,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第49号吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

こちらについては、歳出でございまして、人件費部分を13万6,000円を計上させていただいております。こちらは4月1日の人事異動等々の調整分でございます。

それから、5ページのほうを御覧をいただきたいと思います。

歳入についてでございます。

一番上にあります保険料、介護保険料の第1号被保険者介護保険料、現年度分の減額の101万5,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど条例改正のところで説明をさせていただきましたコロナの影響によります保険料の減免分についてでございます。昨年、令和2年度分の実績を基にいたしまして、第1号被保険者の保険料について、これぐらいの減免申請等々があって、該当するだろうというようなところから算定をさせていただいております。

続きまして、その下にあります国庫支出金の調整交付金でございます。保険料のところで減免

をいたしました101万5,000円、こちらの部分につきまして、調整交付金ということで約2割が充当されるということでございますので、その部分を見込んでおるところでございます。それから、一般会計繰入金は、先ほど人件費の部分に関するものでございます。

最終的に一番下のところであります今回の減免相当分の不足する財源につきましては、介護保険準備基金からの繰入金81万3,000円に対応させていただき補正内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第49号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第50号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第50号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,297万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年6月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正でございまして、歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金、5,747万6,000円に138万3,000円を追加し、5,885万9,000円でございます。

これに伴う歳入の合計7,159万円が138万3,000円の補正になりまして、7,297万3,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1農業集落排水事業費、項2施設管理費でございますが、2,476万7,000円に138万3,000円を追加し、2,615万円でございます。これに伴う歳出合計が7,159万円に138万3,000円を追加し、7,297万3,000円でございます。

6ページに進んでいただきまして歳出でございますが、今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う会計間の調整に係るものでございます。人件費の詳細につきましては、7ページ以降の給与費明細書を参照いただきたいと思います。

ということでございまして、歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、2項施設管理費で目1施設管理費2,476万7,000円に138万3,000円を追加し、2,615万円でございます。内訳といたしまして、給料が85万3,000円、職員手当が53万円でございます。

5ページに帰っていただきまして歳入でございますが、これに伴います財源でございます。一般会計繰入金ということで、5,747万6,000円に138万3,000円を追加し、5,885万9,000円とするものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については、詳細説明はありません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第19、議案第50号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第20、議案第51号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第20、議案第51号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第51号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,738万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。令和3年6月11日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表、歳入歳出予算補正の、まず歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、3億7,777万7,000円に2,574万3,000円を追加いたしまして、4億352万円、款15県支出金、項2県補助金、1億7,302万

4,000円に222万円を追加し1億7,524万4,000円、款18繰入金、項2基金繰入金、6億2,751万8,000円に2,002万3,000円を追加し6億4,754万1,000円、款20諸収入、項5雑入、1億7,031万8,000円に1,663万8,000円を追加し1億8,695万6,000円、款21町債、項1町債、10億4,822万円に2,700万円を追加し10億7,522万円、これに伴う歳入の合計は、72億6,575万8,000円に9,162万4,000円を追加いたしまして73億5,738万2,000円でございます。

続いて、2ページは歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、9億4,465万3,000円に1,411万8,000円を追加し9億5,877万1,000円。2徴税费、5,838万7,000円から70万4,000円を減じまして5,768万3,000円。3戸籍住民基本台帳費1,686万3,000円に336万7,000円を追加し、2,023万円。

款3民生費、項1社会福祉費、11億2,485万4,000円から1,591万5,000円を減額いたしまして11億893万9,000円。2児童福祉費、5億1,009万9,000円に466万4,000円を追加し5億1,476万3,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、3億7,371万5,000円に2,526万7,000円を追加し3億9,898万2,000円。

款6農林水産業費、項1農業費、4億1,721万7,000円に1,286万4,000円を追加し4億3,008万1,000円。2林業費、1億5,776万5,000円から89万4,000円を減じまして1億5,687万1,000円。

款7商工費、項1商工費、4億4,230万4,000円に730万8,000円を補正いたしまして4億4,961万2,000円。

款8土木費、項1土木管理費、1億9,245万7,000円から59万1,000円を減額しまして1億9,186万6,000円。5住宅費、1億6,441万8,000円、これに467万5,000円を追加し、1億6,909万3,000円。

款10教育費、項1教育総務費、2億9,821万8,000円から21万9,000円を減じまして2億9,799万9,000円。2小学校費、8,337万3,000円に317万1,000円を追加し8,654万4,000円。4社会教育費、1億2,404万3,000円に3,352万8,000円を追加し1億5,757万1,000円。5保健体育費、7,429万6,000円に98万5,000円を追加し7,528万1,000円でございます。

これに伴います歳出合計、72億6,575万8,000円に9,162万4,000円を追加し73億5,738万2,000円となるものでございます。

第5表の地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業債、限度額、2億8,220万円を2億7,120万円。2合併特例事業債、2億7,240万円を3億580万円、3公営住宅建設事業債、8,240万円を8,700万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前後で変更がございませんので、お読み取りをいただきたいと思っております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、一般会計補正予算についての町長からの提案理由の説明が終わりましたが、詳細説明並びに質疑も考えますと時間的に流れが悪くなりますので、ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

〔5番 中田議員着席〕

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

議案第51号一般会計補正予算は議題として上げ、町長の提案理由の説明は終わっておりますので、これより、担当課長より詳細説明を行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第51号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

まず、予算書は進んでいただきまして、20ページをお開きいただければと思います。予算書20ページの中段から下です。2、一般職（1）総括、この表の中の比較の欄を見ていただければと思います。

まず、職員数のところに数字が入っているかと思います。1名の減、これについては、職員の退職に伴うもの。それから、括弧書きで数字を入れております2名の増ということでもありますけれども、これは、会計年度任用職員2名ということでありまして、後ほど歳出のところの説明をいたしますが、予防接種費のところに出てまいります。さらに、小学校教育振興費のところ、それぞれ1名ずつが計上されてくるというところがございます。それから、その比較の欄、右側に移っていただきまして、報酬、給料、職員手当等ということですが、報酬については、先ほどの会計年度任用職員の報酬に係る部分、それから、給料、職員手当等ですが、この主たる変動理由ですが、4月1日の人事異動に伴うものというところでお読み取りをいただければと思います。以降、それぞれその理由、内訳等記載をしておりますので、お読み取りを

いただければというふうに思います。

それでは、歳出から説明をさせていただきたいと思います。予算書戻っていただきまして、9ページです。

まず、総務費、総務管理費、1一般管理費、002一般事務事業費、庁用器具費として448万7,000円の予算計上があるかと思います。内容につきましては、宝くじ助成事業、助成金がありますけれども、これの交付決定があったことに伴うものでありまして、このうち、250万円が助成されるというものであります。内容ですけれども、コミュニティ活動の備品を購入するというものでありまして、テント、それからテーブル、そして椅子、そうした物をこの予算を用いて購入していくというものであります。

それから、その下に行ってください、5財産管理費、003庁舎維持管理費175万4,000円の予算計上です。ここにつきましては、先日の全員協議会で説明申し上げましたICTを活用した議会運営、ここで同様の数字をお示ししておりますけれども、その内容がここに反映されているというところで見いただければと思います。

さらに、その下、8電算管理費、002電算管理費、機械器具費として197万9,000円の予算計上があるかと思います。中身が2つに分かれておりまして、1つがICTを活用した議会運営に要する経費ということで、タブレットの購入費用、これが147万9,000円です。残る50万円でありますけれども、これにつきましては、テレビ会議用のパソコン、それからそれに用いる関連備品、そうしたものを購入するというところで予算計上いたしております。

なお、この今申し上げたICTを活用した議会運営、これはコロナの臨時交付金を活用するという考え方。それから、50万円の部分ですけれども、これは、島根県市町村振興協会が補助を、これは50万円の定額補助でありますけれども、それを財源として活用していくという、こういう考え方でございます。

それから、その下、003基幹系システム運営管理費、システム改修委託料です。これは、令和3年度の税制改正に伴うシステムの改修が必要となってまいりましたので、その部分の予算計上であります。

それから、その下です。11企画総務費、002企画総務費ということで、一般コミュニティ助成事業補助金250万円の予算計上がしてございます。内容につきましては、これも宝くじの助成事業、これの交付が決定されましたので、その部分の予算計上であります。内容につきましては、白谷自治会のほうから申請が出ておるものについて決定がなされたというものでありまして、大井谷棚田のライトアップ、これに係る備品の経費ということであります。これも歳出250万円、歳入も250万円の予算計上がしてあるというところで見いただければと思います。

それでは、次のページ、10ページに参ります。

中段です。中段のところに総務費、徴税費、2賦課徴収費、002賦課徴収費ということで100万3,000円の減額がしてございます。ここにつきましては、先ほど国保会計のところの説明をいたしました、滞納整理専門員に係る経費、費用、これについて国保会計のほうに計上したというところですので、その部分を一般会計では減額をしているというところで見いただければと思います。

それでは、次のページに進んでいただければと思います。11ページです。

中ほどから下になってまいります。民生費、社会福祉費、3高齢者福祉施設費です。002老人福祉センター管理費ということで、修繕料の予算計上がしてございます。施設は、はとの湯荘であります。ここで使用しておりました厨房と2階を結ぶリフト、お料理とかを上げ下げするリフトがございまして。その修繕を行うという、こういう費用が主なものというところでございます。

それでは、次に進んでいただきまして12ページです。

民生費、児童福祉費、3放課後児童対策費、003放課後児童対策施設管理費、修繕料56万1,000円の予算計上があるかと思っております。内容につきましては、施設は、旧朝倉保育所ではありまして、ここの浄化槽が設置してありますけれども、そこの中の仕切り板が破損をいたしましてこれの修理。それから、雨どいの修繕が必要となってまいりましたので、こうしたものを主な内容として予算計上させていただいておるところです。

それから、その下です。4母子父子福祉費です。005低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費、合計で390万3,000円の予算計上がしてあるかと思っております。これにつきましては資料がありまして、参考資料の18ページを御覧いただければと思います。

参考資料18ページのほう見ていただきますと、これの上のところの題名ですが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）というこの括弧書きのところなんですけれども、ひとり親世帯につきましては、5月の臨時議会において、既に予算化をさせていただいておるところです。それ以外の部分について、今回予算計上させていただいたというところで、まず見ていただければと思います。参考資料18ページの中ほどですけれども、給付額、実施主体費用等については同様の内容、5月臨時会で予算計上させていただいた部分と同様の内容ということになってまいります。

予算書のほう、お戻りいただいて、12ページのその部分でありますけれども、係る費用について予算計上させていただいたというところでございます。

それでは、次に進んでいただきまして、13ページに入ります。

衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費、005地域医療対策費、地域医療確保緊急対策事業

補助金ということで1,000万円の予算計上がしてございます。これについては、先日の全員協議会で説明を申し上げた社会医療法人石州会の経営改善計画策定のためのコンサルタント導入費用を計上しておるといところでございます。

それから、その下に移っていただきまして、3予防費、003予防接種費ということで、合計で1,181万5,000円の予算計上がしてございます。この予防接種ですけれども、新型コロナワクチンの予防接種でありまして、内容につきましては、これも先日の全員協議会でお示しをさせていただいたものでございます。先ほど、給与費明細書のところで申し上げましたけれども、そこで、会計年度任用職員の2人のうち1人が、ここに出てくるといところで見ていただければというふうに思います。

それでは、また進んでいただきます。今度は、14ページに移っていただきます。

農林水産業費、農業費、3農業振興費ということです。予算書14ページの右側の上です。002農業振興総務費です。それから、その下の006、007に、これ全体として説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回のこの補正予算につきましては、令和3年度の島根県の補助メニュー、そうしたものが示されたといところでありまして、それに合わせる形で既に予算化をさせていただいておりましたけれども、県の補助メニュー、そちらのほうに合わせて今回予算を立てさせていただいたといことでありまして、言わば組替えをさせていただいたといふうに見ていただければというふうに思います。

その上で、まず、002農業振興総務費、1つ飛ばしまして集落営農体制強化スピードアップ事業補助金、ここでは500万円の減額がしてあるかと思えます。

下がっていただきまして、集落営農機械等整備支援事業費補助金、今度は500万円の予算計上ということで、ここでは予算の組替えをさせていただくといふうには、といところあります。それから、農業用ハウス等リース支援事業費補助金333万2,000円の減額がしてございます。これについては、その下に、ハウス整備事業費補助金333万2,000円の増額といことで、ここも予算の組替えといものであります。

さらに、半農半X支援事業費補助金といことで794万円増額させていただいていますけれども、下がっていただいて、007新規就農者育成確保事業費、ここで794万円の減額をさせていただいておるといところで、組替えを行うといものであります。

以上が、予算の組替えといところでございます。

それから、新たに増額をしておる部分の中にあります。1つは、自営就農開始支援事業費補助金35万円、それから、1つ飛ばして認定農業者機械等整備支援事業費補助金285万円、これは、今回増額補正をさせていただきたいといものであります。それぞれ申請が1件ずつであり

ますけれども、提出される予定というところでの予算計上でございます。

それから、002農業振興総務費と書いてあるところの下ですけれども、機械器具費、これについて説明をちょっと飛ばしておりましたが、これについて説明を申し上げます。

機械器具費として491万3,000円計上させていただきました。内訳でありまして、これは、リモコン草刈機、これが366万3,000円、そして、アンテナショップの保冷庫、これが125万円、合計して491万3,000円という内訳になっております。この機械器具費の部分につきましては、新型コロナの臨時交付金、ここで事業予定ということで、既に全員協議会でお示しをしているというところでございます。

それでは、ページ進んでいただきまして、15ページに入ります。

中ほどからですけれども、商工費、商工費、2観光費です。まず、003観光施設管理費474万3,000円の予算計上がしてございます。施設につきましては、むいかいち温泉ゆ・ら・らであります。

まず、修繕料でありますけれども、ガス調整器の修繕を行う必要が生じたというところ。それから、改修工事費であります。これは熱交換器の取替工事を行いたいというもの。それから、機械器具費であります。これはろ過器の設備がありますけれども、これについて更新を行いたいという、こういう内容になっております。

それから、その下に行きまして、004観光施設整備事業費256万5,000円の予算計上になるかと思えます。これは、内容につきましては、既にこれまでも説明申し上げておりますけれども、UBEビエンナーレからの彫刻作品を吉賀町のほうに移動、そして展示をしていくという、それに係る経費というところで見ただければと思えます。その中に、作業委託料64万9,000円があるかと思えます。これは、宇部から吉賀町までの運搬業務の委託料。それから、その下の設計委託料と建設工事費があるかと思えますけれども、基礎工事が必要となつてまいりますので、その設計と工事費用というところでもあります。なお、この部分につきましては、新型コロナの臨時交付金の事業としてお示しをしておるというところでございます。

それでは、進んでいただきまして、今度は16ページです。

中ほど下ですが、土木費、住宅費、2住宅建設費です。002公営住宅等整備事業費、建設工事費として467万5,000円の予算計上がしてございます。内容でございますが、新横立団地、これの整備工事、今年度、既に予算計上させていただいておるところですけれども、後に諸経費率の改定、そうしたものがありまして、その部分で増額させていただく必要が生じてまいりました。その部分で予算計上いたしたというところでございます。

それでは、次のページに移ります。

教育費、教育総務費、事務局費ということです。予算書17ページの右上になりますが、

002事務局総務費、ここに、教育活動等キャンセル料等補助金ということで50万円の予算計上があるかと思えます。内容につきましては、新型コロナの臨時交付金の事業の中でもお示しをいたしました。予定をしておりました行事、そうしたものが新型コロナの影響で急遽中止に、あるいは延期というようなときに、いわゆるキャンセル料、違約金等が発生する場合がございます。そうした場合に補助を行う、そういう内容であります。

それから、次に下がっていただき、予算書は17ページの下です。

教育費、小学校費、2小学校教育振興費、002小学校教育振興費ということで317万1,000円の予算計上がしてあるかと思えます。これにつきましては、学級が単式学級から複式学級となるということから、非常勤講師を1名雇用する必要が出てまいりました。学校は、柿木小学校であります。そこに1名の講師を配置するという、その経費ということであります。

それでは、次のページ行っていただきまして、18ページに移ります。

中ほどの表ですけれども、教育費、社会教育費、3公民館費です。006公民館施設整備事業費、総額で3,299万4,000円の予算計上がしてございます。これにつきましては、資料をおつけしてございまして、資料19ページと20ページであります。内容につきましては、これまでも説明等させていただいておりますけれども、七日市公民館、これを林業センターに移すという、こういうものでございまして、林業総合センターの改修工事費というところでございます。この改修工事費の主な内容というところで、この図面を用いて若干説明をさせていただければと思えます。

まず、資料ですけれども19ページ、これが現在の平面図です。それから20ページが、改修を盛り込んだ平面図ということ。それから、林業センターの玄関は、左側のところです。左側が玄関というところで、まず見ていただければと思えます。その上で、主な工事内容でありますけれども、玄関から入っていただきますと、左側に事務室がございまして、この事務室を広げるところ。それから、男女のトイレ、これらを改修をするところ。それから、玄関のいわゆるドアといいますか、扉といいますか、そうしたものについて改修を行うところ。ここいら辺が主な工事内容というところでございます。少し字が小さいというところで、見にくさもありますけれども、御容赦頂きまして、見比べていただきながら内容について御確認いただければと思えます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、18ページの一番下になります。

教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費、測量設計委託料98万5,000円です。内容につきましては、大野原運動交流広場、この広場内にテニスコートがあります。そこに上がる管理道がありますけれども、そのところのいわゆるのり面がありますけれども、そこが非常に傷んでおるといったところがあります。それについても補修を行うというふうに

考えておりました、その部分についての設計委託を行いたいということで予算計上いたしておるという、そういう内容であります。

以上が、歳出予算であります。

それでは、歳入に入ります。戻っていただきまして、6ページです。

予算書6ページ、国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金です。まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今回の補正予算に合わせて予算計上いたしておるといふところなんです。

それから、その下の2民生費国庫補助金です。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費、給付費と、それから、その下の事務費、それぞれの補助金ということで予算計上いたしておるといふところなんです。これは、国が全額負担と10分の10という、そういう内容なんです。

さらに、その下です。3衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保等事業費補助金、これは歳出でいいますと予防費、予防接種費のところでは計上いたした部分、その財源となるものでありまして、これも10分の10ということで見ただけならばと思います。

それから、その下です。9教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業費補助金59万3,000円、これにつきましては、学校現場におきまして、看護師資格を持っておる方を雇用した際に補助が出るという、こういうことでありまして、その部分を今回予算計上させていただいたといふところなんです。これは、学校については、朝倉小学校ということになってまいります。

それから、その下です。県支出金、県補助金、5農林水産業費県補助金ということで、先ほど歳出、農業振興費のところでは申し上げました予算の組替え等させていただきたいということで、それに合わせて県の補助金のところにも変更をさせていただきたいといふものであります。

それでは、次のページに移っていただいて7ページです。

繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金です。まず、802万3,000円が出てくるかと思っております。ここについては、今回の補正予算に係る財源の調整部分ということでお読み取りください。

それから、その下の3ふるさと創生基金繰入金ということで200万円の予算計上がしてあります。これについては、公民館の整備事業費のところでは説明をいたしました林業総合センターを七日市公民館に機能を変えるという、こういう改修工事を説明いたしました、その部分の財源となるところといふところで見ただけならばと思います。

それから、その下の5地域福祉基金繰入金であります。1,000万円の予算計上がしてあるかと思っております。これは、地域医療対策費のところでは説明申し上げました石州会への1,000万円の補助、その財源となるといふところで見ただけならばと思います。

それでは、その次です。諸収入、雑入、総務費雑入です。コミュニティ助成金として500万

円の予算計上がしてございます。内容については、まず事業主体としては吉賀町と、それから白谷自治会というこの2団体ということで、それぞれ250万円ずつということの助成金の予算計上であります。

それから、その下の島根県市町村共通課題対策事業費補助金50万円、これについては、電算管理費のところ、テレビ会議システム用のパソコン関連備品の購入を予定しているということをお願いしました。その財源となるということで見ただけであればと思います。

それから、その下です。13教育費雑入、スポーツ振興くじ助成金1,098万5,000円あります。これにつきましては、もう既に予算化をさせていただいておりますけれども、スポーツ公園の管理棟、これの改修事業、これについて、このスポーツ振興くじの助成金の申請を行ってございましたけれども、このたび、その助成が決定されましたので、その部分について予算計上をさせていただきました。

そのまま下がっていただいて、町債のほうに移りますが、まず、過疎債、公民館その他の集会施設1,100万円の、ここで減額をさせていただいているかと思っております。先ほど申し上げましたスポーツ振興くじの助成の交付決定がいただけましたので、その部分について、過疎債のほうを調整させていただいているというふうな内容でございます。

7ページが一番下ですけれども、3合併特例事業債です。今回のそれぞれの補正予算歳出状況に合わせて、財源として調整をさせていただいたというところで、読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。どうぞ、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長より詳細説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 全協の資料のほうでお聞きをいたします。予算書の13ページの上段、保健衛生費の地域医療対策費、地域医療確保緊急対策事業補助金、一応1,000万円という形で出ているんですけども、先般全員協議会で御説明いただきました資料の5ページにおいて、経営状況が厳しいため、コンサルタント費用の支援をお願いをしたいという御説明を受けました。それで、この経営状況が厳しい状況について、御説明を願いたいと思います。できれば、今日説明された分、それなりに表なりにして、また出していただくと分かりやすいかと思っております。まず、説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

全協資料の5ページ、経営状況が厳しいためコンサル費用の支援、この部分につきましては、2期連続の石州会収支状況赤字という中で、コロナの補助金あるいは寄附金等々もある中で、改

善はされてきているんですけども、やはり3年目につきましても同様に、赤字の状況であるといったところです。

具体の石州会の決算につきましては、今月また理事会、評議員会、その場において正式なものが出ようかというふうに思っておりますけれども、状況の報告を受ける中では、今年度についても確か3,000万円ぐらいの赤字状況になるというようなことで報告を受けておるところでございます。そういったところから、全協資料のような、厳しい経営状況が続いているというような表現をさせていただいております。

その辺のところについて、何か一覧的な資料にしてもらえなかと御指摘だろうというふうに思っておりますので、ただいまちょっと持ち合わせておりません。また、石州会のほうに照会させていただきまして、いただける資料のほうについて、準備をしてみたいというふうに考えます。今しばらくお時間いただけたらというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 同じく全協の資料でもありますが、リモコン草刈機購入事業ということで、1台が366万3,000円を買うということになっていますが、このリモコン草刈機を購入して、どのようにこれを使用するのかお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

以前、議員も御指摘いただきましたように、いろいろな集落の中で、高齢化に伴いまして、のり面の草刈り等が、なかなか厳しいというようにお話もいただいております。そういった高齢化によって、のり面等が管理できないようなところから要望があった場合には、そういったところに対して、この草刈機を使って草刈りをしたいというようなことで計上させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） その場合は、のり面を草刈りするちゅうても、リモコン操作のある程度慣れたもんじゃないとできないんで、例えば農業公社とかそういうところに委託して、草刈りするんじゃないかなと思うんですが、その場合の極端なことを言うと、費用ですよ、ここを刈ってくださいって言ったときに、安うないと、町民も利用できないと思うんですが、その辺の単価設定というか、この辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 今のところ、幾らにするかというところまで詳細な金額は詰めておりません。時間当たりですか、あるいは面積当たりですかといったところは、こ

れから詰めたいと思いますけど、利用者になるべく負担のないような形で単価設定等はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のリモコンの草刈機ですけども、今取りあえず買おうとしている草刈機の機体の種類ちゅうか、アルファベットと数字で、よく示されますけれども、メーカーと機体の名称、分かればお願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

現在想定していますのは、株式会社アテックスというメーカーが出していますクローラー型タイプのリモコン草刈機を想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） アンテナショップの件で、予算計上で、保冷庫の購入事業ということで125万円が計上されています。令和元年度決算委員会的时候に、私が指摘させていただいたんですが、空調機の修繕ということで231万円、これは議会の承認なしで購入されたということで、私質問しましたら、これは町の備品なので、議会の承認はいらないという答弁がありました。それはそれで納得したわけですが、今回、また保冷庫の購入事業ということで125万円が計上されております。これは、購入すること自体どうこうありませんが、これは確か今アンテナショップの家賃を3年間町が支援するというので、今その最中だと思うんですが、もし家賃を今支援をしておりますが、支援をしているから町も関連施設ということで、こういう冷凍庫の購入事業ができるのか。家賃支援が終了したら、これはもう全く町とかけ離れて、食と農企業組合さんのアンテナショップなので、こういう支援はできないのか、できるのか、家賃収入が終わった後は、もう町とはアンテナショップは全く縁が切れるので、こういう購入については、企業組合さんのほうで購入するようになるかどうか、そこをその家賃収入の支援が終わった後も、永遠とこういう修繕とか備品といたしまししょうか、こういうのを購入することを続けるのかどうか、できるのかどうか、そこを、先日6番議員も同様のことを質問しましたが、その辺ちょっとはつきりしとくべきだと思いますので、家賃収入の家賃の支援が終わった後も、町として購入支援ができるのかどうか、するのかどうか、そこをはっきりお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先日も同様な質問があったかと思いますが、家賃収入とか、そうしたことと全く関係ございません。要は、大家さんがあそこはいらっしゃいますが、今回更新をしよう

とするアンテナショップの保冷库なのですが、これは町の設備でございます。ですから、今企業組合さんが3年間頑張ってみるということで、今2年目に入りまして、来年3年迎えるんですが、その企業組合がまた続けるかどうかは別にして、いずれにしても、町が今物件をお借りして、町の備品、設備として準備したものですので、これは当然老朽化とか使えなくなれば、これはほかの指定管理と全く同じ考えなんです、町が準備したものは、町が要するに修繕とか更新をしていくという、一義的な責任があるわけですから、そうした観点で今回更新をしようということです。特に今回、コロナの関係で、財源がございましたので、先ほど総務課長が申しあげましたように、草刈機と同じような考え方で、機械の購入、更新をさせていただくということでございます。

ですから、来年満3年で企業組合さんの経営自体は一つの区切りがきますが、その後どうかということは、当然あるわけでございますが、まずはベースラインとして、設備を町が責任を持って更新をするという考えの中で、今回の参加をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の13ページ、先ほどの病院への石州会への補助金についてなんですけども、コンサル、病院のほうは選んだという御説明がありました。全員協議会するときにも9番議員のほうからも、問題があるんじゃないかという趣旨で、御意見が出ていたと思うんですけども、病院側にとってコンサルがいろいろやるといっても、これは出したくない資料として、そういうものをそれでもちゃんと出せということが言えるコンサルなのか、きちんと調べたことを調べ上げられるコンサルか、それは何とも言えない状況じゃないかと思うんです。

それで、町が仮にこれだけのお金を出すのであれば、べたでコンサルについて、病院側が、いやそれは出せんよとかいうことのないように。例えば職員の給与の状態、これは銀行に振り込み依頼していますから、その資料を出せとコンサルが言ったら、それをちゃんと出さすようにできるのか、どういうふうに考えているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先般、全員協議会等々でおかれまして同様の内容の御指摘等々があったかというふうに思っております。今回、石州会さん側と協議をさせていただく中で、理事長のほうからは、全て求められる資料については提示をいたしますというふうなところを申されております。そういったところから、分析上、必要があるというようなものであれば、御提供はいただけるというふうに思っております。

また、今後この議会の中で予算を審議していただく中で、御承認をいただいた暁には、石州会側に、先般の要望に対する回答を行っていかうというふうに考えておるところでございます。そ

の中に、例えば策定に当たってはコンサル任せにするというのではなくて、やはりその中においても、一定程度、町の策定作業への関わりであったりとか、そういった部分の進捗状況の確認など、そういったもろもろの部分についても、ある程度補助を行う上での要件の一つというような形で盛り込んでいく中で、そういった議員御指摘の部分について、担保を取ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今担保を取っていきたいと言われるので、全協の資料で9ページの作成された経営改善計画への対応のところ、6番目にありますが、その下に、「町は作成された経営改善計画に対して云々」とあります。町が作成されたものよりも前、いわゆる課題の明確化の時点から町は入るということになるのか、その点お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） その段階から、やはり町が関わっていかないと、なかなか実行性のある計画にならないというふうに考えておりますので、その段階から関わっていかれるように、回答の中に要件として加えていきたいというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 全協の資料の10ページに、9番生活困窮者へのフードバンク活用事業ということで、生活困窮者に対し、フードバンクを活用して食材の供給を行うというのは分かりますが、その中で②です、食材と精米機購入費に対する補助金とありますが、生活困窮者が精米機を買う、これを補助するという意味なんですか。生活困窮しとる方が精米機を買うとは思えませんが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大多和議員、資料の出どころは全協の資料と言われたんですが、この予算とどこに関係あるか、ちょっとこっちもつかみあぐねているようなので、その辺もう少し詳しく言うてから質問、質疑してください。

○議員（6番 大多和安一君） 予算に載っとりますよ。

○議長（安永 友行君） 予算に載っている。

○議員（6番 大多和安一君） 載っとなじゃないの。だってこれ6月補正って書いてある。違うわけ。それじゃあいいです、取り消します。

○議長（安永 友行君） 書いていないんで、取り消し。

○議員（6番 大多和安一君） 取り消します。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御指摘いただきました、地方創生臨時交付金の説明資料ということで、全員協議会で説明させていただきました、ちょっと説明が足りていなかったようで申し上げ

ます。

議員御指摘の10ページの資料でございますが、これが今度の実施計画の案ということで計上させていただいております。今回、予算に計上しましたものは、一番右側の備考欄を見ていただきまして、5月の臨時会で計上したものが上の4つでございます。その後、補正予算6月と書いてあるものが、今回予算計上していますので、そのように見ていただくようお願いいたします。以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 大変失礼しました。それで今度は予算書の15ページ、商工費ですが、003観光施設管理費、これゆ・ら・らのガスの調整とか、いろいろありましたが、今、ゆ・ら・らはリニューアルの工事出しとると思うんですが、それと一緒にできなかったのかどうなのかということが第1点。

それから次の004で、観光施設整備事業費で、UBEビエンナーレの作品を吉賀町に持つてくるといことですが、彫刻の道公園は、もう満杯で置けないと前議会で説明があったと思いますが、UBEビエンナーレの作品を町内に、どこか場所はまだ私も分かりませんが、決めて設置されるということでしょうか。その辺お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問にお答えいたします。

まず1点目の観光施設管理費の修繕や改修工事、機械器具費でございます。ちょっと以前お答えしたのと重複するかもしれませんが、御理解いただきますようお願いいたします。

現在発注しております工事につきましては、国庫補助に基づくZEB化の工事、要するに省エネとかに関する工事で発注しております、公募型プロポーザルにより業者を選定したところでございます。この修繕に関しましては、その工事と一緒にすることが絶対できないかというところではない、修繕工事ですので、その都度その都度、事業者さんと調整して行っております。今までもそのように従来どおりやっております、一緒に行いまして、一緒に行いまして、経費とかは軽減することはできないものと思っておりますので、このようにそれぞれ修繕工事を行うものでございます。

2点目の観光施設整備事業費、彫刻の設置でございますが、これは今年の2月の全員協議会で説明させていただきましたものと重複いたしますが、説明させていただきます。

まず、ちょっと1点お断りでございますが、作業委託料の運搬は、UBEビエンナーレから吉賀町への運搬費ではございません。既にもうUBEビエンナーレからは町内に運び込んでおりますので、そこから今の設置場所へ向けての運搬ということで御理解いただきたいと思います。

これにつきましては、この彫刻につきましては、2019年のUBEビエンナーレにおいて、吉賀町賞に選ばれた作品でございまして、作者の川村氏からの提案により、吉賀町に展示してい

ただけないかということで説明いたしまして引き受けたところでございます。現在、真田に仮置きしておりますが、この設置場所は彫刻の道ではなくて、真田ポケットパークの公園の中に設置しようと、今、しているところでございます。今回計上した費用は、それに要する経費となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの14ページのリモコン草刈機の件なんで、ちょっと申しわけないんですが、その300万円ぐらいの1台ということですが、能力はどのぐらいの能力があるのか、たった1台なんで、どのぐらいの値段かも分からんし、その辺がもし分かれば教えてほしいんじやが。能力によって、結構早く済むんだったら、結構借り手が多いと思うんです。その辺で取り合いになるちゅうか何ちゅうか、その辺もあるし、その大きさとかその辺の能力、まづお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 能力ですが、1時間当たり13アール程度刈れる機械でございます。今メーカーのカタログを見て御説明したいと思うんですが、重量につきましては300キロ余り、刈り幅につきましては70センチといったようなクローラー型のリモコン草刈機でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 余り四、五十万円ぐらいの機械と変わらんような能力なんですが、その辺でどうなんですか、何でこんなもん買うたんか、合うんかどうか、そこら辺も含めてちょっとお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 最大の魅力につきましては、のり面が45度の勾配に対しても刈れるという草刈機を選定しておりまして、高齢の方がのり面に立って、なかなか草を刈ることが難しいといった場合については、こういった機械を利用しながら景観維持あるいは農地の維持に努めていけたらというような思いで計上をいたしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 高齢者が草刈りがしんどいちゅうんで利用すると言われたんですけど、それじゃったら、特に蔵木地区なんかの畦畔がたくさんあるようなところが対象になるんかと思うんですけど、そこら辺で、もし個人的に貸すんじゃなくて、どこかに貸しつけて、そこが管理するとかそういう方法、先ほどみたいな感じで言われたんですけど、もしそうなってくると

余り高いんじゃないかと、利用価値がないし、安いんじゃないかと利用者がいっぱいおるしちゅう、そこら辺で、まだ分からないということですか、その辺のことを含めて、ちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 今考えているのは、農業公社に機械を貸付けをいたしまして、オペレーター付で貸出すようなことを想定しております。いろんな方が使われると機械に不慣れであったりするために事故があってもいけませんので、専門の方という意味でおきましてオペレーター付での貸出しを考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっとさっき、今の草刈機の件で型番をというちょっと聞いたつもりでお答えなかったんですけど、型番言うことができますか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 型番、こちらで設計ということで考えているのは、R J 7 0 0 という型番でございますけど、入札をする際にも同等機械というようなこともあろうかと思っておりますので、必ずしもこの機械が落札するとは、ちょっと思えませんが、こちらの想定ではR J 7 0 0 という機械を想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 変わりました、予算書の16ページ、土木費、住宅費で、公営住宅整備事業費の建設工事費で、理由として、諸経費率の改定ということでありました。具体的にどの分が幾らになったか、御説明願います。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

建設工事費の共通費の率が、平成3年の4月改訂ということで改訂されまして、率で言いますと約5.8%の上昇ということで、3つA棟、B棟、外構というふうに工事を現在計画しておりますが、A棟が195万8,000円上昇、それからB棟が181万5,000円、外構工事が90万2,000円ということで、合計467万5,000円の増額ということになっております。

○議長（安永 友行君） まだありそうですので、ここでもう1時間たちましたので10分間休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑が残っております。質疑を行います。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 午前中の説明の中で、旧地域間交流拠点施設を無償譲与するという話がありましたが、これは、7月1日で無償譲与するという事なんですが、そうすると、7月から今度、賃料ですか。これは、入れてもらわないけんと思うんですが、それが歳入のほうに入っていないんですが、どこを見たら入っておるんですか。

うがった見方をすると、初年度だから、それも減免しようという考えかなとか思うこともありますがけれども、いかがでしょうか。

それと併せて、1,400平米とか、賃貸面積がと言われましたが、測量した図面をお示しただけませんか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 答えいたします。

賃料については予算計上のほう、ちょっと漏れておりました。7月1日、無償譲渡についての議案でございますので測量した図面については、後日、御提示したいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 使用料の件について、ちょっと説明させていただきます。

今回、無償譲渡の議案を提出しておりますけれども、議決をいただいた後に使用料については計上するという考え方で、今回の議案には載せていないということで、決して減免するとかそういうことは一切考えておりませんので、7月から正規に頂くという考えでおります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） また13ページの病院の地域医療対策費のところでお聞きをいたします。

前年度というか、令和2年3月末時点での貸借対照表等を見ますと、未収金が約4億円ほどなんですが、こういうものをしっかりと回収して1,000万円のお金を捻出するとか、そういうような可能性というのは、石州会にはないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと想定の話で申し訳ないんですけども、診療報酬は、たしか何か月か遅れて入ると思いますので、未収金の、恐らく大部分は診療報酬じゃないかと思われるので、いわゆる滞納というか、そういった部分じゃないかというふうに想定をされると思います。

ですので、そういう金額の大小はあるかもしれませんが、ただ、未収金を放っておくとか、そういうことではないというふうに理解しております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実は先日、邑智病院のほう、お話を伺いにいったときに、あそこも、余り今の石州会と変わらないぐらいの規模だというふうに、ちょっと理解をしております。

それで、それこそ、その未収金が3億円の上、あったんですけれども、一年度で15%ほど回収をしていると。それで、以前から六日市病院のときですけれども、未収が多いと、その利用者さんからの未収です。そういう話がよく聞かれたので、実際にその保険者から入ってくる金の部分と、そうでなくて、病院を利用された方からの回収できていない部分、それを分けて幾らになっているか、それをどうするのかということも、今度、コンサルが入られるということであれば、そういうところもしっかりと見ていくことも必要ですし、今回、わざわざ1,000万円、町が出さずに、病院の努力でそれを何とかすることができないか、そここのところは、町としてはもっと積極的に、町が金がないんやったら出しますよというような姿勢じゃないとは思いますが、ただ、詳しい数字が分かりませんが、もっと病院自身が本来やらにゃいけないことを、それができない、今回のコンサル入れるということですから、町が出さなきゃいけないという、本当に説明のつくものじゃ、僕はないというふうに理解しているので、今のような。

もう、どっかでお金を病院自身が確保する。それでコロナに関連して、お金も出ておりますから、そういうものも一つ一つ丁寧に。これから出る分も含めて、よく精査をして病院と対応する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

今、収入のほうの面のお話もございましたけれども、もちろん経費を削るだけじゃなくて、歳入、収入を増やす。そういったところも当然考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

それで、今すぐということには、なかなかならないと思いますけれども、コンサル業務の中で、その辺も踏まえて盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それから、やはり一番の問題は、町と病院と、今、コンサル会社とあるわけですが、やはりその中に、やっぱり町の思いといいますか、その辺のところを、やっぱりいかに反映させていくかということが、一番重要じゃないかというふうに思っております。

まずはそういったところで、町のほうも、その経営改善計画の策定のほう、関わらせていただきたいとか、関わるように、担当課のほうでは予定していますけれども、そういった中でその中に入って一緒になってやっていくということが、まず第一だろうと思います。

問題は、その次の、全協時からいろいろ頂いていますけれども、そのできた経営改善計画をいかに実行していくか、そこだろうと思います。

これも、やはり病院任せということにはならないというふうに思っていますんで、その辺も当然町も関わっていきながら、監視体制というものを、監視体制って言い方悪いですけども、一緒になってそういったところで、また病院とも、その辺はちゃんと確認の上で、実行に結びつけていく、そういったところが、また次の作業として出てくるんだろうと思います。

まずはコンサルの経営改善計画の策定、そういったところで関わっていきたいと思います。

経費のほう、病院のほうで捻出をということでございますけれども、なかなかそこができないということで、今、経営改善の策定ということに至っている部分もございますので、今すぐに病院のほうで、経費のほうであれば町のほうでお願いしたいということで、そこは町の方でも考えたいと思いますけれども、やはりその根底にある部分は、やはり経営改善ですので、そのところで、やはり三者が一体となって、あるいは合銀さんも入るんかもしれませんが、一体となって、まずは経営改善計画を策定していく、そして、次はそれを実行していく、このことによって、やはり経営改善を、実行に移していく、そのことが将来の、また公設民営化にもつながっていくというふうに考えておりますので、今後もそういうふうに体制を取りながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 11番の関連ですけれども、先般来、私が申し上げておることなのですが、向こうが支援してくださいということで、今回も出したわけですけれども、あくまで町が1,000万円出すわけでしょう。それに向こうが指定したもんじゃなしに、本当なら、本来ならお金を出すほうが主導権を持って、ちゃんとしたコンサルを厳選するべきだと思うんですけども、といいますのは、これは合銀の系列会社のコンサルなんですよね。それで、病院が前に雇ってある、その次がやる、今度で3回目なんです。

そうすると、合銀側の系列で、自分らの都合がいいようにとっては変な言い方かもしれませんが、なかなかあれですよ、一般的に考えても、加担したようなコンサルになるんじゃないかという、私は懸念するわけですが、やっぱりフェアに、誰が見てもということで、企業会計というものをきちっと、当然コンサルですから、あるんですけども、その辺のところを、あくまで経営改善というのが大前提であって、その計画に基づいて実行するかしないかということになるかと思うんですけども、決して予定どおりにいかないと、今の様子だったらいかないと思うんです。

安易に考えておられて1,000万円を出すんじゃないかという、私は気持ちがするんですけども、やはり主導権を持って、本当に介入して、この病院をこうしようという考えがあるんですしたら、やはりいろんな角度からコンサルを限定するべきだと思うんですけども、今さら向こうがやっているものをキャンセルということにはいかないかもしれませんけれども、その辺のと

ころは再考できないもんですか。いかがですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

コンサルタント会社がどうかという点なんですけれども、やっぱり、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、まずは経営改善の計画をつくるということが大前提でございます。そこは合銀も病院も町も、考え方は同じだろうというふうに思います。

ですから、それに沿わないような計画を、どこのコンサルがやっても、それはつくることはないと思いますので、それによってコンサルの業務内容が変わるということは、私はないというふうに思っております。

ただあとは、いかにして、その趣旨に沿った計画をつくっていくか、それと、そのつくった計画をいかに実行していくかだと思います。

ですので、そのつくる段階から町も積極的に関わっていきたいという思いで、今回も担当課のほうからいろいろ言うておりますけれども、単なるコンサルに任せるというだけじゃなくて、いろんな場面に町も関わって、参画しながら、まずは計画づくりのところも、やっぱりちゃんとした計画をつくっていき、そしてできた計画を実行に移していく、そこも、やはり町も関わっていく必要があろうかというふうに思っておりますし、どういう話になるか、病院とは協議していませんけれども、やはりそこに監視体制というものは絶対に必要になってくるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） お言葉なようですけれども、今までできなかったものが、今、ここに及んで多額な費用をまた出して、経営計画を、改善計画をきちっとできて、その計画を見て、基づいて、実行するんだという、そりゃ大義名分で大変いいことですよ。

じゃあ、今までやったらよかったじゃないですか。今まででも、そういうお金を費やして病院側もしかり、合銀も一緒になってやった経過がありますよ。それを、今回に限ってなんていうことは、あり得んと思うんです。

もうちょっと、ふんどしを締めて、本当、そんなに湯水のごとく潤沢なお金があるわけでもないわけですから、それが病院を改善して、こうしてっていう気持ちは誰でも一緒なんです。ですが、何でもかんでもコンサル丸投げみたいなんで、やって結果は従前と同じやったら湯水のごとくお金を費やしたということにもなりかねませんので、その辺のところはしっかりと、もう町長も今度の出馬の表明をされる中で、私は病院のこともあるというようなことですが、言うのは簡単なんです。実行するというのは、非常に厳しい現実があるということ、ただ肝に銘じるだけじゃ駄目なんです。

ということは、所轄の専門の担当課長さんも、そういう経営分析を数値的にきちっと分析ができる能力を養わんといけんということだと思えます。

それは、企業会計でできると思います。その辺のところを、やはり研さんしてやっていかないと、何でもかんでも、ゆららのこともそうですよ、どんどん改修費が出てくる、どうしてこの税収の少ない町で、皆さんの健康と福祉を守っていくかということは、本当に難しいと思うんですが、その辺のところを、もう一度、再度考えてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、申し訳ありませんけれども、やはり今回の経営改善計画、私はある程度、これ最終だろうと思っています。これでできないんやったら、もう病院潰れるしかないと思うんで、これができないということだったら、もう潰れるしかないというふうに思います。

本当、それでもまだ病院が動かないということであれば、もう潰さざるを得ないというふうに思っています。本当、過激かもしれませんが、だから、それぐらいの覚悟を持って、やはり三者が臨まないといけないというふうに思っています。

ですので、まずはその経営が成り立つような計画をつくる、それで、そのことによって将来的な公設民営化ということも見えてくる、それでまた、今度スタッフの確保であったりお医者さんの確保であったり、そういったものも次に取り組まなきゃいけない課題として出てくると思います。

ですから、この計画づくりをまずみんなが一緒になってやり、それで、なおかつできた計画を実行する、その体制をどう構築していくか、やっぱりそこに限るんじゃないかというふうに思っていますので、まずは、その計画づくりのところからスタートをさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書の17ページですけど、教育費の小学校費で、柿木で複式学級になったとかで聞いたんですが、その複式学級になったんで、小学校教育振興費を補正するんだという説明だったと思われませんが、今、吉賀町の各小学校、中学校の実情、児童数というんですか、これを各保育園ですか、園児も、五、六年先まで分かると思いますので、五、六年先まで保育園児は、今、保護者が住んでいる地域の学区ということ想定して、そういう数字を示していただけませんかでしょうか。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 町内の小中学校の児童生徒数の分かる範囲での将来見込みというこ

とでございますので、住民基本台帳等を基にしたものがありますので、また後日のところでお示しをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第20、議案第51号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございます。

午後2時34分散会
